

令和5年度 東京都公害防止管理者研修

工場における 環境確保条例上の基本的な義務と 環境法令等の最新の動き

東京都環境局環境改善部
大気保全課基準担当

内容

1 環境確保条例※の基本的な義務

操業中の工場における基本的な届出等の再確認

2 環境法令等の最新の動き

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」であり、
本資料においては「環境確保条例」又は「条例」という。

環境確保条例

公害防止管理者の職務 (規則※第48条第2項)

- 当該工場を設置している者に対し、**条例の規定を誠実に遵守するよう助言**し、及び作業の方法、施設の維持等の技術的事項について、当該工場から**公害を発生させないよう監督**を行うこと。
- 当該工場の付近の**住民**に対し、当該工場の**公害の防止方法等**について**周知**させること。



本日説明するテーマ

⇒ 条例規定の基本である申請届出等

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」であり、本資料においては「環境確保条例施行規則」又は「規則」という。

環境確保条例

適正管理化学物質の使用量等の報告①

	適正管理化学物質の使用量等の報告
どのような時に	適正管理化学物質を100kg以上取り扱うとき
いつまでに	毎年6月末日まで
様式	適正管理化学物質の使用量等報告書(規則第28号様式)
条文の規定	<p>第110条 工場及び指定作業場を設置している者で、規則で定める量以上の適正管理化学物質(性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。)を取り扱うもの(以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。)は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の当該適正管理化学物質ごとの使用量等の把握を行い、規則で定めるところにより知事※に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、主務大臣に排出量等の届出を行った者は、その届出を行った事項については、当該届出を行った年度における前項の報告を要しない。</p>
罰則規定	料料に処する(第163条)

※区市にある工場の報告先は各区市長(以下同様)

環境確保条例

適正管理化学物質の使用量等の報告②

	化学物質適正管理制度(環境確保条例)	(参考)PRTR制度(化管法)
制度開始	2001(平成13)年10月	2001(平成13)年4月 (2010(平成22)年4月改正施行)※
対象物質の着眼点	性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる物質として指定したもので、条例による濃度規制の対象物質にもなっているもの 59種類	人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの 462種類※
報告対象	<ul style="list-style-type: none">年間取扱量100kg以上の工場及び指定作業場従業員数の規模要件はなし	<ul style="list-style-type: none">年間取扱量1トン以上の製造業等24業種の事業所従業員数21人以上
把握及び報告内容	5項目 <ul style="list-style-type: none">使用量製造量製品としての出荷量環境への排出量事業所外(廃棄物・下水道)への移動量	2項目 <ul style="list-style-type: none">環境への排出量事業所外(廃棄物・下水道)への移動量

※令和5年4月1日に改正あり(詳細はp33参照)

環境確保条例 現況届①

	現況届
対象	別表第8に掲げる工場
どのような時に	直近の認可(設置認可・変更認可)を受けた日から3年ごとに
いつまでに	30日以内
様式	工場現況届出書(規則第12号様式)
条文の規定	<p>第86条 別表第8に掲げる工場を設置している者は、第81条第1項の規定による認可又は第82条第1項の規定による直近の認可を受けた日から起算して3年を経過するごとに当該経過した日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)(2) 工場の名称及び所在地(3) 建物及び施設の状況(4) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況及びその防止の方法(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

環境確保条例

現況届② 条例別表第8に掲げる工場

- 1 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉若しくは煨焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
- 2 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
- 3 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
- 4 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
- 5 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
- 6 レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
- 7 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋸打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
- 8 金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
- 9 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

環境確保条例 現況届③ 様式

第12号様式（第37条関係）

工場現況届出書			
東京都知事殿		年 月 日	
住所			
氏名			
<small>（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</small>			
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第86条の規定により、工場の現況について、次のとおり届け出ます。</p>			
設置認可番号・年月日	第 号	年 月 日	
工場の名称			
工場の所在地			
建物の状況	△別紙（ ）のとおりに	施設の状況	△別紙（ ）のとおりに
資本金	円	主たる燃料	（いおう分 %）
作業時間	時から 時まで （ 時間）		
自動車の出入口が接する道路の幅員	m	従業員数	人
公害防止担当部署	担当部署 責任者氏名 電話番号		
地下水の取水の方法			
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況	（発生施設の名称： ） 発生状況：		
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止状況	（防止施設等の名称： ） 防止の状況：		
最近3年間に発生した事故の発生年月日及び被害の概要	発生年月日	被害の概要	
<small>周囲100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の所在位置図</small>			△別紙（ ）のとおりに
<small>※受付欄（記入しないこと）</small>			
1 条例別表第6第（1・2・3・4・5・6・7・8・9）号の工場に該当 2 公害の種類別（ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭）			

備考 1 捺印の欄には記入しないこと。
 2 「設置認可番号・年月日」、「工場の名称」及び「工場の所在地」欄を除き、直近の認可のときの状況と異なる事項のみを記入すること。
 3 △印の欄には、届出書に添付する別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙番号を記入すること。
 4 ばい煙等の発生状況又はばい煙等の防止の方法について、この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

工場変更の認可①

	工場変更の認可
どのような時に	<ul style="list-style-type: none">•業種並びに作業の種類及び方法•建物及び施設の構造及び配置•ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法を変更しようとするとき
いつまでに	あらかじめ(60日前)
様式	工場設置(変更)認可申請書(規則第7号様式)※
条文の規定	第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。
罰則規定	15万円以下の罰金に処する(第161条)

※工場変更の認可でも工場設置認可申請書と同じ様式を使用

※申請手数料は7,600円(条例第83条)

環境確保条例

工場変更の認可② 【参考】設置認可

設置の認可

条文の規定

- 第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 工場の名称及び所在地
 - (3) 業種並びに作業の種類及び方法
 - (4) 建物及び施設の構造及び配置
 - (5) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
 - (6) 自動車の出入口が接する道路の幅員
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

環境確保条例

工場変更の認可③ 【参考】軽微変更

軽微な変更(規則第32条)

条文の
規定

(軽微な変更)

第32条 条例第82条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更であって、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わないものとする。

- 一 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更
- 二 同一作業場内における施設の配置の変更
- 三 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

環境確保条例

変更届・廃止届①

	変更届・廃止届
どのような時に	① 変更届 ・認可を受けた者の氏名、住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ・工場の名称、所在地 に変わったとき ② 廃止届 ・工場を廃止したとき
いつまでに	30日以内(変更後又は廃止後)
様式	① 工場(指定作業場)氏名等変更届出書(規則第13号様式) ② 工場(指定作業場)廃止届出書(規則第14号様式)
条文の規定	第87条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変わったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
罰則規定	料料に処する(第163条)

環境確保条例

変更届・廃止届② 様式

第13号様式（第38条関係）

工 場 氏名等変更届出書
指定作業場

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場
指定作業場 について次のとおり変更したので、都民の健康と安全を確保する
環境に関する条例 第 93 条第 1 項において準用する同条例第 87 条 の規定により
届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 年 月 日
工場（指定作業場）の名称	
工場（指定作業場）の所在地	
変更の内容	変更前
	変更後
変更年月日	
変更の理由	
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。

第14号様式（第39条関係）

工 場 廃止届出書
指定作業場

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場
指定作業場 を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
第 93 条第 1 項において準用する同条例第 87 条 の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 年 月 日
工場 指定作業場 の名称	
工場 指定作業場 の所在地	
廃止年月日	
廃止の理由	
移転先の所在地	
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「移転先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移転である場合に、その移転予定先の所在地を記入すること。

環境確保条例

承継①

	承継届
どのような時に	<ul style="list-style-type: none"> ・工場を譲り受け又は借り受け ・相続、合併又は分割 <p style="text-align: right;">したとき</p>
いつまでに	30日以内
様式	工場(指定作業場)承継届出書(規則第15号様式)
条文の規定	<p>第88条 第81条第1項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 第81条第1項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割(当該認可に係る工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第81条第1項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
罰則規定	料料に処する(第163条)

※承継届出書は、承継の事実を証明する書類の添付が必要(規則第40条) 14

環境確保条例 承継② 様式

第15号様式（第40条関係）

工場 承継届出書 指定作業場	
年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所 氏 名	
<small>（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</small>	
工場 指定作業場 の認可を受けた者の地位を承継したので、関係書類を添えて、都民の健康と安 全を確保する環境に関する条例 第93条第2項において準用する第88条第3項の規定 により、次のとおり届け出ます。	
認可番号・年月日	第 号 年 月 日
工場 指定作業場 の名称	
工場 指定作業場 の所在地	
承継年月日	
被承継人	氏名又は名称
	住所
承継の原因	1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併 5 分割
※受付欄	

備考 1 捺印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「承継の原因」欄は、該当するものを で囲むこと。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

事故届等①

	事故届
どのような時に	人の健康又は生活環境に障害を及ぼし又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させたとき
いつまでに	直ちに(応急措置、事故の状況及び講じた措置の概要を通報、届出)
様式	工場(指定作業場)事故届出書(規則第19号様式)
条文の規定	<p>第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)(2) 工場の名称及び所在地(3) 被害の発生年月日(4) 被害者の氏名及び住所(5) 被害の内容及び原因並びに被害の防止の措置(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 (以下略)
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

環境確保条例

事故届等②

事故再発防止計画書

どのような時に	事故が発生したとき
いつまでに	事故の発生の日から30日以内
様式	事故再発防止措置計画書(規則第20号様式)
条文の規定	<p>第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。(中略)</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から30日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、第1項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。</p>
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

環境確保条例

事故届等③

事故再発防止措置完了届出書

どのような時に

事故再発防止計画に係る措置を完了したとき

いつまでに

速やかに

様式

事故再発防止措置完了届出書(規則第21号様式)

条文の規定

- 第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。(中略)
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から30日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 知事は、第1項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。

罰則規定

10万円以下の罰金に処する(第162条)

環境確保条例 事故届等④ 様式

第19号様式（第46条関係）

工場 事故届出書
指定作業場

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場 指定作業場 の事故により被害が発生したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第98条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

工場認可番号・年月日	第 号 年 月 日
指定作業場設置届出年月日	年 月 日
工場（指定作業場）の名称	
工場（指定作業場）の所在地	
被害発見者の住所・氏名	
被害の内容	発生日時
	原因
	被害者の住所・氏名
	発生状況・程度
被害防止の応急措置	
事故処理担当部署 （夜間の連絡方法）	（ ）
※受付欄	

備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 「被害発見者の住所・氏名」欄は、被害の発生について、工場に通知した者がある場合のみ記入すること。

（日本産業規格A列4番）

第20号様式（第46条関係）

事故再発防止措置計画書

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

年 月 日発生 の事故に係る事故再発防止のための計画について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第98条第2項の規定により届け出ます。

工場認可番号・年月日	第 号 年 月 日
指定作業場設置届出年月日	年 月 日
工場 指定作業場 の名称	
工場 指定作業場 の所在地	
事故再発防止のための計画の内容	
事故再発防止措置完了予定日	年 月 日
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 措置の内容が複雑なこと等により、この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

（日本産業規格A列4番）

第21号様式（第46条関係）

事故再発防止措置完了届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

年 月 日発生 の事故に係る事故再発防止のための措置が、年 月 日提出の計画書のとおり完了したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第98条第3項の規定により届け出ます。

工場認可番号・年月日	第 号 年 月 日
指定作業場設置届出年月日	年 月 日
工場 指定作業場 の名称	
工場 指定作業場 の所在地	
措置完了年月日	年 月 日
事故届出後の被害発生状況	
※受付欄	

備考 ※印には、記入しないこと。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

公害防止管理者の選解任①

	公害防止管理者選任(解任)届出書
どのような時に	公害防止管理者を選任したとき、解任したとき
いつまでに	速やかに
様式	東京都公害防止管理者選任(解任)届出書(規則第23号様式)
条文の規定	<p>第105条 規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。</p> <p>2 前項に規定する工場を設置している者は、同項の公害防止管理者を選任したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。同項の公害防止管理者を解任したときも、同様とする。</p>
罰則規定	なし

環境確保条例

公害防止管理者の選解任② 様式

第 23 号様式（第 48 条関係）

東京都公害防止管理者		選任 解任	届出書	
		年 月 日		
東京都知事殿				
住所				
氏名				
<small>（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</small>				
<small>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 105 条第 2 項の規定により、当工場における公害防止管理者を次のとおり選任・解任しましたので届け出ます。</small>				
工場の名称		※整理番号		
所在地		※受理年月		
代表者の氏名		備 考		
工場番号	区市町 種 番			
電話番号				
従業員数				
選任した 公害防止管理者	選任年月日	年 月 日	(選任事由)	
	役職名			
	氏名			
	登録証番号	第 号		
	資格取得年月	年 月		
解任した 公害防止管理者	連絡先	() 内線	(解任事由)	
	氏名			
選任した 公害防止管理者	選任年月日	年 月 日	(選任事由)	
	役職名			
	氏名			
	登録証番号	第 号		
	資格取得年月	年 月 日		
解任した公害 防止管理者	連絡先	() 内線	(解任事由)	
	氏名			
備考				
1 ※の欄には記入しないこと。				
2 届出書は、正本にその写しを 1 通及び「登録証」の写しを添付すること。				
3 公害防止管理者が複数選任されている場合には、公害防止管理者の下欄に記入すること。				

(日本産業規格 A 列 4 番)

環境確保条例

表示板の掲出①

	表示板の掲出
どのような時に	-
いつまでに	-
様式	認可工場(表示板)(規則第11号様式)
条文の規定	<p>第85条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。</p> <p>(規則)</p> <p>第36条 条例第85条の規定による表示板の掲出は、別記第11号様式による表示によらなければならない。</p> <p>2 条例第81条第1項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。</p>
罰則規定	なし

環境確保条例

表示板の掲出② 様式

第11号様式(第36条関係)

認可番号		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例		
認可工場		
認可年月日		
認可者		
工場名称		認可条件及び公害防止措置
工場設置者の氏名		
業種		
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名 電話番号	

↑ 25.7センチメートル以上 ↓

← 36.4センチメートル以上 →

環境確保条例

届出・報告の提出先

工場の所在地	提出先
区市の区域	各区市環境所管部署
多摩地域の町村の区域	多摩環境事務所環境改善課
島しょの区域	環境局環境改善部大気保全課 ※大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管轄内は各支庁

様式の入手先

東京都環境局ホームページ

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/form.html

内容

1 環境確保条例の基本的な義務

操業中の工場に対する基本的な届出等の再確認

2 環境法令等の最新の動きについて

2 内容一覧

(1) 大気汚染防止法関係

ア 大気汚染防止法施行令の一部改正 (ボイラーに係る変更)

イ 大気汚染防止法の一部改正 (アスベスト)

(2) 水質汚濁防止法に係る省令一部改正

(3) 騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部改正

(コンプレッサー((空気)圧縮機)に係る変更)

(4) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の政令改正

※本項目は改正の概要を記載したものになりますので、詳細は各ホームページ等をご覧ください。
また、条例による上乗せ規制がある場合がありますので、各基準等は都の所管部署へご確認ください。

2(1)ア 大気汚染防止法施行令の一部改正(ボイラー関係、その1)

● 改正の背景

令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。

● 改正概要

大気汚染防止法施行令別表第1第1の項ボイラーについて、届出対象要件を改正。
(改正前).

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、
又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること
(改正後).

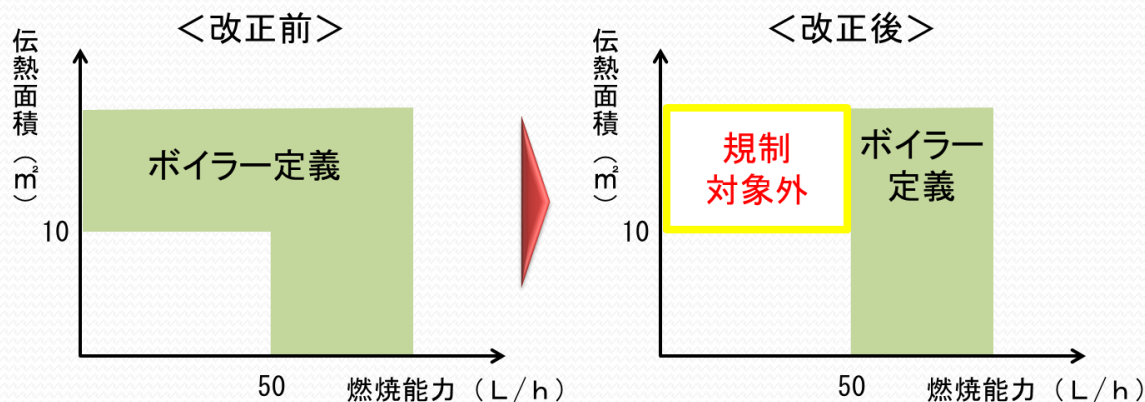
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

● 施行日

令和4年10月1日

2(1)ア 大気汚染防止法施行令の一部改正 (ボイラー関係、その2)

- 本改正に伴うボイラー届出要件変更 (イメージ図)



- 留意事項

一定規模以上のボイラーを設置する場合、引き続き工場設置(変更)認可申請又は指定作業場設置(変更)届等の手続きが必要

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について(令和3年9月24日)」

<https://www.env.go.jp/press/110025.html>

2(1)イ 大気汚染防止法の一部改正(アスベスト)

(1)改正の概要

- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大
- 令和2年6月5日に公布され、令和3年度から3回に分けて施行(以下(2)参照)
- 都道府県等^{※1}への事前調査結果の報告義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰を創設

※1 都内のアスベストに係る届出先及び事前調査結果の報告先は下表参照

工事の場所	工事の対象・規模	届出窓口
23区	全ての工事	各区の環境主管課
八王子市	全ての工事	八王子市環境部環境保全課
多摩地域のその他の市	延べ面積が2,000㎡未満の建築物	各市の環境主管課
	延べ面積が2,000㎡以上の建築物、全ての工作物	東京都多摩環境事務所環境改善課
西多摩郡の町村	全ての工事	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょの町村	全ての工事	東京都環境局環境改善部大気保全課

(2)改正後のスケジュールについて

令和3年4月1日 改正大気汚染防止法の施行(以下の事項を除く)

令和4年4月1日 一定規模以上の建築物等に対し、都道府県等へ事前調査結果の報告義務化

令和5年10月1日 必要な知識を有する者(建築物石綿含有建材調査者等)による事前調査の実施を義務化

※詳細は以下の環境省パンフレット等をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/content/900397116.pdf>

2(2) 水質汚濁防止法関係の省令一部改正

● 改正の概要

- 水質汚濁防止法に基づく排水基準について、令和4年5月17日に「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布
- 水質汚濁防止法によるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は平成13年7月に一般排水基準を設定した際に、基準に直ちに対応することが困難な40業種について、3年の期限を設けて暫定排水基準を設定
- その後、順次暫定排水基準の見直しを実施し、現在は11業種について暫定排水基準を設定
- 本改正は、現行の暫定排水基準が令和4年6月30日(木)をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される排水基準について定めた。

● 改正概要

- 現行の暫定排水基準が適用されている11業種のうち10業種について、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長
- 延長後の適用期間は、旅館業及び下水道業については当分の間、その他の8業種については令和7年6月30日までとした(他1業種(酸化コバルト製造業)は一般排水基準へ移行)。

● 施行日

令和4年7月1日

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。

ほう素等に係る暫定排水基準の改正省令の公布について(令和4年5月17日)

<https://www.env.go.jp/press/111000.html>

2(3)騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部改正(その1)

● 改正の背景

騒音規制法及び振動規制法においては、規制対象となる要件を定めて規制基準値の遵守や設置届出等の規制を行っている。このたび、令和2年12月に長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、「大型のコンプレッサーの性能は進化している一方で、騒音規制法及び振動規制法の基準は長い間改正されておらず、時代の変化に対応することが必要であることから、技術革新を踏まえた基準の見直しを行うこと」との要望がなされた。

● 改正概要

騒音令別表第1及び振動令別表第1に定めるコンプレッサーの規制対象要件を以下のとおり改正する。

- ① 騒音令別表第1に定めるコンプレッサー(空気圧縮機)について、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。
- ② 振動令別表第1に定めるコンプレッサー(圧縮機)について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。

● 施行日

令和4年12月1日

2(3)騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部改正(その2)

● 騒音規制法の指定機器

騒音規制法施行令別表第1第2号に規定する空気圧縮機については、環境省通知において、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定すべき機器が現状では存在しないものとされている。

● 振動規制法の指定機器

- 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を、機器の圧縮方式がスクリー式のもののうち、低振動型圧縮機として環境大臣による型式指定を受けたものと規定することとした。
- 低振動型圧縮機として型式指定を受けた機器は、特定施設から除外し同法の規制対象外
- 型式指定公表は、次の事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で公表
 - 一 当該型式指定を行った年月日
 - 二 当該申請者の名称
 - 三 当該型式指定に係る圧縮機の型式の名称、圧縮方式、原動機の定格出力及び販売を開始した年

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について(令和3年12月21日)

<http://www.env.go.jp/press/110291.html>

2(4) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の政令改正

● 対象化学物質

PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質及びSDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質を見直し(物質の詳細は以下HP参照)

- 第一種指定化学物質 462物質 → 515物質
 (うち特定第一種指定化学物質 15物質 → 23物質)
- 第二種指定化学物質 100物質 → 134物質

● 政令改正に伴う指定化学物質の切替え時期

施行日: 令和5年4月1日(公布: 令和3年10月20日)

ア SDS制度

新規指定化学物質のSDS提供義務は令和5年4月1日から開始。なお、サプライチェーン上の事業者へ情報が行き渡るよう、可能な限り早期に新規指定化学物質に対応したSDSを提供

イ PRTR制度

新規指定化学物質の排出量・移動量の把握は令和5年4月1日から実施。なお、令和5年4月～6月に届け出る令和4年度分の排出量・移動量は、本改正前の指定化学物質について届出

※詳細は以下の経済産業省HP等をご覧ください

化学物質排出把握管理促進法の政令改正について(令和3年10月20日公布)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

最後に

資料をご確認いただきありがとうございました。

引き続き、工場における公害の防止や適切な手続き等にご協力いただきますようお願いいたします。

※本資料で不明な点があれば、以下の担当宛てお問合せください。

環境局環境改善部大気保全課基準担当(03-5388-3482)